

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	謝金等に係る源泉徴収報告事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、謝金等に係る源泉徴収報告事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	謝金等に係る源泉徴収報告事務
②事務の概要	県では、一般県民等に対し、税法上の給与所得や報酬等を支払う際に、源泉所得税の徴収等を行う。具体的には、以下のとおり、本庁知事部局における県附属機関の委員、研修会等の講師及び法律相談をした弁護士等に支払った給与所得及び報酬、料金等に係る源泉徴収事務のほか、法定調書の提出・報告を行う。 (1)課税対象者登録及び源泉徴収情報のシステム登録の上、毎月の所得税支払事務を行う。 (2)源泉徴収票等法定調書を作成・出力し、対象の個人あて交付する。また、当該法定調書を税務署に提出するとともに、関係市町村に対し給与支払報告書を提出する。
③システムの名称	源泉徴収報告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項 所得税法第225条及び第226条 地方税法第317条の6
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	出納局会計管理課
②所属長の役職名	会計管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県出納局会計管理課総務・管理グループ 017-734-9743
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	---------------------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	---------------------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	---------------------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として報酬等課税対象者本人から特定個人情報等を収集し、その特定個人情報等が正確にシステムに登録されているかの確認を行うこと ・不要となった特定個人情報等を含む書類は復元できない手段で速やかに廃棄・削除するとともに、廃棄担当者及び廃棄確認者等の記録を保存すること ・特定個人情報等を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管し、USBメモリを使用する場合はパスワードによる保護を行うこと <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>源泉微収報告システムセキュリティ実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等を取り扱う業務を行う者を必要最小限とし、アクセス制限を設定した上で、ログインID及びパスワードを年度ごとに更新すること ・特定個人情報等を含む書類を一時的に保管する必要がある場合は、施錠できる書棚等に保管すること ・不要になった特定個人情報等を含む書類は、復元できない手段で速やかに廃棄・削除し、その記録を保存すること <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	会計管理課長 貝塚 秀二	会計管理課長 木元 良一	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開グループ 017-734-9083	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開・不服審査 グループ 017-734-9083	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県出納局会計管理課総務・管理グループ 017-734-9744	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県出納局会計管理課総務・管理グループ 017-734-9755	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	会計管理課長 木元 良一	会計管理課長 谷口 修	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	会計管理課長 谷口 修	会計管理課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更 に伴う修正
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月30日時点	令和2年6月3日時点	事後	5年経過したので再評価を実施
令和2年6月9日	II しきい値判断 2. 取扱者数	令和1年5月30日時点	令和2年6月3日時点	事後	同上
令和2年6月9日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	なし	[○]外部監査	事後	同上
令和3年9月8日	IV リスク対策-8. 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開・不服審査 グループ 017-734-9083	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グ ループ 017-734-9083	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県出納局会計管理課総務・管理グループ 017-734-9755	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県出納局会計管理課総務・管理グループ 017-734-9743	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	IV リスク対策-8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更 に伴う修正
令和7年1月27日	IV リスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更 に伴う修正